

愛知県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の
公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここ
に公布する。

令和6年3月29日

愛知県後期高齢者医療広域連合長 浅井由崇

愛知県後期高齢者医療広域連合規則第3号

愛知県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職
員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する
規則

愛知県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の
公務災害補償等に関する条例施行規則（平成19年広域連合規則第13
号）の一部を次のように改正する。

第11条第2号中「、同法第66条」を「又は同法第66条」に改め、
「又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第17条の規定による補導
処分として婦人補導院に収容されている場合」を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。